

## 松伏町中央公民館使用についての心得

1	松伏町中央公民館使用の時は、使用許可書(又は、まんまるよやくカード)を携帯し、使用前に必ず職員に掲示してください。
2	許可された時間は、準備、後片付けの時間を含みますのでご注意ください ※予約時間前に施設使用者がいない場合、例外的に5分前から鍵をお渡してきますが、施設使用者がいる場合はその限りではありません。
3	既に納めた使用料は、松伏町条例で定める場合以外はお返しできません。
4	使用許可を受けていない施設及び付属設備等の使用はできません。
5	職員の許可無く、備品等を所定の場所以外に移動しないでください。
6	壁、柱、窓等に貼り紙又は立て看板は設置できません。設置する場合は、職員の指示を受けてください。
7	収容定員を超える利用(入室)はできません。
8	指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用は、固くお断りいたします。なお、飲食ができない施設は、ホール・図書室となります。
9	使用する机、イス、その他備品等は、丁寧に取り扱いってください。付属設備等を破損、汚損、紛失した場合は、その損害を弁償していただく場合があります。
10	建物や備品等を破損、汚損、紛失した場合は、すぐに職員に申し出てください。
11	使用後は、後片付けをきちんと行ってください。 ○使用した備品は、必ず元の位置に戻してください。 ○使用した机、イス、その他備品等や触れたものについては、アルコール消毒を行ってください。
12	ゴミは、必ず各自でお持ち帰りください。
13	使用後は、必ず施錠してから事務室へ鍵を返却し、使用人数を報告してください。また、付属設備を使用した場合は、その設備の使用時間も併せて報告してください。
14	以下の場合、松伏町中央公民館施設は使用できません。 ○政治活動や宗教活動、営利を目的とした事業や物品等の販売 ○使用の権利を第三者に譲渡、転貸した場合 ○遊興飲食の場として利用する場合 ○公の秩序を乱す恐れがあると判断した場合 ○施設や付属設備等を破損する恐れがあると判断した場合 ○虚偽の申請など不正な手段によって使用の許可を得た場合 ○その他施設の管理上、支障があると判断した場合
15	以下の場合、松伏町中央公民館は臨時休館となり、急きょ施設の使用許可を取消します。なお、使用許可の取消しによって生じた損害(例:チラシ製作費、出演料等、既に支払が確定している経費)等は補償いたしません。 ○施設等の破損や改修工事等により、施設等が原状回復していない場合 ○特別警報や警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令された場合 ○避難所を開設した場合 ○公共交通機関の運休予定等により、帰宅が困難になるおそれがある場合 ○松伏町内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ○施設及び備品が破損し利用者に危険が及ぶおそれがあると判断した場合 ○国や松伏町等で緊急的な事業(例:ワクチン接種会場)等を実施する場合
16	その他不明な点やお気付きの点は、遠慮無く事務所までお申し出ください。 ※当日キャンセルする場合は、事前に公民館へご連絡ください。

◆田園ホール・エローラを使用する方は、裏面もご確認ください。      <<裏面に続く

## 田園ホール・エローラの使用について

○田園ホール・エローラの使用については、使用日の15日前までに本申請(公民館使用許可申請書の提出・許可)を行い、かつ、舞台担当者との事前打合せを行うことが必要です。そのため、使用日の14日以内の使用申込はできません。

※まんまるよやくシステムでは、使用日の14日以内の予約ができますが、予約されたとしても、田園ホール・エローラは使用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

○舞台担当者の打合せについては、以下の内容を確認します。事前に打合せ日時を調整していただき、打合せ日にはプログラム等の資料をご持参ください。

### ◇確認事項

- ・使用日のスケジュール(入り時間から出の時間の詳細なスケジュール)
- ・当日使用する付属設備(ピアノ・譜面台・イスなど)
- ・使用人数の確認
- ・特別な演出や持込み物品の有無

※火気、危険物、水物、大きな物、音響、照明、特殊効果演出用具等

【注意】打合せ後、内容によっては、当日の追加や変更ができないこともあります。

○ピアノ調律(有料)については、当館が指定する業者が行い、当館から業者に依頼しますので、ピアノ調律を希望する方は本申請時にお申し出ください。

なお、詳細なピアノ調律内容や支払方法等については、お客様と指定業者で直接行っていただきます。また、ピアノ調律に係る時間(通常2時間)についても、ホールの施設使用料・ピアノの設備使用料をいただきます。